

○ 「公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）」 新旧対照表 （傍線部分及び二重傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 <u>監査法人等関係</u></p> <p>(1) 氏を改めた者の記載方法</p> <p>公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 20 条第 1 項の届出書若しくは同令第 21 条第 1 項の届出書又は同令第 60 条の申請書若しくは同令第 65 条第 1 項の<u>変更登録申請書又は同令第 83 条の申請書若しくは同令第 88 条第 1 項の変更登録申請書</u>に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第 34 条の 10 の 8 に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> 業務報告書の追完</p> <p>監査法人は、公認会計士法施行規則別紙様式第 2 号記載上の注意一. 1. 本文の規定により業務報告書（法第 34 条の 16 第 2 項に規定する業務報告書をいう。以下(4)及び(5)において同じ。）に記載することとされている説明書類（法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する説明書類をいう。以下(4)及び(5)において同</p>	<p>2 <u>監査法人関係</u></p> <p>(1) 氏を改めた者の記載方法</p> <p>公認会計士法施行規則（平成 19 年内閣府令第 81 号）第 20 条第 1 項の届出書若しくは同令第 21 条第 1 項の届出書又は同令第 60 条の申請書若しくは同令第 65 条第 1 項の<u>変更登録申請書</u>に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 17 条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第 34 条の 10 の 8 に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。</p> <p>(2)・(3) [同左]</p> <p>[新設]</p>

じ。)に記載すべき事項(以下(4)及び(5)において「説明書類記載事項」という。)を記載し、又は同様式記載上の注意一. 1. ただし書の規定により添付することとされている説明書類を添付して、法第34条の16第2項に規定する期間内(以下(4)において「提出期間内」という。)に業務報告書を提出することができない場合には、説明書類記載事項を記載せず、又は説明書類を添付しないで業務報告書を提出することができる。この場合において、同令第17条第1項の規定による縦覧を開始する日までに、説明書類記載事項を記載した業務報告書又は説明書類を提出しなければならない。

(5) 計算書類等の送付

法第34条の16第2項の規定により計算書類(同項に規定する計算書類をいう。)及び業務報告書(以下(5)において「計算書類等」という。)の提出があったとき((4)前段の場合にあっては、説明書類記載事項を記載した業務報告書又は説明書類の提出があったとき。)は、書類の不備がないかどうかを確認した上で、その月に提出があったものを取りまとめて、原則として翌月20日までにその写しを金融庁長官に送付するものとする。

なお、計算書類等を受理する際には、当該計算書類等の正本及び写しに接受印を押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

(6) 有限責任監査法人登録簿等

(4) 計算書類等の送付

法第34条の16の規定により計算書類及び業務報告書(以下「計算書類等」という。)の提出があったときは、書類の不備がないかどうかを確認した上で、その月に提出があったものを取りまとめて、原則として翌月20日までにその写しを金融庁長官に送付するものとする。

なお、計算書類等を受理する際には、当該計算書類等の正本及び写しに接受印を押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

[新設]

イ 法第 34 条の 26 第 1 項の有限責任監査法人登録簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 3 号による登録申請書の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。

ロ 法第 34 条の 34 の 3 の上場会社等監査人名簿は、公認会計士法施行規則別紙様式第 19 号の第 2 面又は同令別紙様式第 20 号の第 2 面から第 4 面までにより作成するものとする。